

平成三十年度予算における国公立大学法人関係予算の充実及び税制改正に関する決議

我が国社会の活力や持続可能な成長を確かなものとするためには、自ら課題を見し解決策を考え新たな価値を創造していくたくましい人材の育成、知識基盤社会にあって我が国の持続的な成長を支えるイノベーションの創出、多様で活力ある地方の創生が不可欠であり、その中核を担うのが国の政策として全国に配置された国立大学(大学共同利用機関を含む)や公立大学をはじめとする高等教育機関である。

国立大学の運営費交付金は平成十六年の法人化以降十年以上にわたり削減が続いたが、平成二十九年度には法人化以降初めての増額に転じ、国立大学の担う役割に一定の理解が示された一方で、これまでの削減累積によって、若手研究者の安定的雇用や基盤的な教育研究施設・設備の維持・更新にも支障を来し、多様で独創的な学術研究の推進に困難が生じている。さらに、公立大学には地方公共団体が設置する大学として、地域連携機能の強化をはかることが求められる。

「人づくり革命」の実現に向け、国家戦略として、人材への投資を始めた以来への投資を推進し、さらに、国公立大学が自ら多様な財源を確保するため、平成三十年度予算及び税制改正においては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一、国立大学の機能を強化し「知」を基盤とした我が国の持続可能な成長に繋がっていくため、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費を増額すること。同時に、公立大学に求められる地域連携機能の強化のための支援の充実を図ること。

二、国立大学の教育研究施設の老朽化を解消するとともに、インフラ設備を改善し、安全・安心で国際的に魅力ある環境を整備するため、国立大学法人等施設整備費補助金等を増額すること。

三、国公立大学附属病院において、高度先進医療の拠点や地域医療の最後の砦としての機能を十分に果たすため、必要な財政的支援の確保・充実を図ること。

四、世界最高水準の教育力と研究力を結集した卓越大学院プログラムの創設、地方大学の振興を目的とする財政支援など、大学改革を促進するための補助金等の充実を図ること。

五、第五期科学技術基本計画に基づき、科学研究費助成事業ほか各種競争的経費の増額を図るとともに、競争的に配分される政府の全ての研究経費について三十パーセントの間接経費を確実に措置すること。

六、国公立大学自ら多様な財源を確保するために、土地や株等の評価性資産であつても寄附しやすい税制改正を図ること。

右決議する。

平成二十九年八月九日